

主要規定集

総代会運営規約

(目的、適用)

第1条 この規約は、定款第66条の規定に基づき総代会の議事の方法を定め、もってその議事の円滑な運営を図ることを目的とする。

2 総代会の議事の運営については、法令および定款に定めるところによるほか、この規約の定めるところによる。

(資格審査)

第2条 総代が総代会に出席する場合には、この組合の発行した総代会の招集通知を提示することを要する。ただし、総代本人であることが明らかである場合はこの限りでない。

2 総代の代理人が総代会に出席する場合には、定款第62条に定める代理権を証する書面として、その総代が署名または記名押印した委任状を提出することを要する。

3 定款第62条第3項の規定により、総代が書面により議決権を行使する場合には、議案に対する賛否を明示した書面に署名または記名押印したものを、総代会の開会までにこの組合に提出するものとする。

(開会)

第3条 理事長または理事長の指名した理事は、出席した総代が定款第57条に定める定足数に達したときには、出席状況を会場に報告し、開会を宣言する。

2 監事が招集した総代会においては、監事が開会を宣言する。

(議長)

第4条 総代会は、すべての議事に先立って、出席した総代の中から議長を選任する。

2 議長は3名以内とし、議長団を構成するものとする。

3 議長は総代会の秩序を維持し、議事を整理する。

(議事運営委員、資格審査委員、議事録署名人および書記)

第5条 議長は、議事の開始にあたって、議事運営

委員、資格審査委員及び総代会議事録に署名する総代2名の選任を総代会に諮るとともに、書記2名を指名する。

(議事運営委員会)

第6条 総代会は、議事の円滑な進行を図るために議事運営委員会をおく。

2 議事運営委員会は、理事会で総代及び理事のそれぞれ若干名を推薦し、総代会(総会)で承認を得るものとする。また、委員の互選により、委員長を定める。

3 議事運営委員会は議長を補佐し、議事の運営に係る事項につき協議、提案を行う。

4 議事運営委員会は、開催の都度、その議事の経過と要領を議事録として簡潔にまとめる。

(資格審査委員会)

第7条 総代会は、出席者の資格に関する審査を行うために資格審査委員会をおく。

2 資格審査委員会は、総代会で選任した組合員若干名をもって構成し、委員長を互選する。

3 資格審査委員会は、出席者の資格に関する審査の状況を点検し、議長の求めに応じてその結果を報告する。

(議題の付議)

第8条 議長は、各議事に入るにあたり、当該議題を付議することを議場に宣言する。

2 議長は、複数の議題または議案を一括して付議することができる。

(発言)

第9条 総代は、議長から発言の許可を得、所属、氏名を告げてからでなければ発言することができない。

2 総代の発言は議事運営に関するものを除き、付議された議案に関係あるものでなければならない。

3 総代の発言はすべて簡明にしなければならない。

4 総代会の運営上必要があるときは、議長は総

代の発言時間を制限することができる。

- 5 議長は、必要があるときは、付議された議案に係る発言について事前に文書で通告するよう求めることができる。

(質問に対する答弁)

第10条 総代は、その議決権の行使に必要な範囲内において、議案について質問することができる。

2 総代の質問に対する答弁は、すべて簡明にしなければならない。

3 総代の質問に対する答弁は、議案に関する質問については理事長またはその指名した理事が、監査に関する質問については監事が行う。ただし、以下の場合には、その理由を告げて質問に対する答弁を拒むことができる。

- (1) 質問が総代会の議事日程及び議案に直接関係がないと認められる場合。
- (2) 答弁により組合員の共同の利益を著しく害する場合。
- (3) 調査を要するため、直ちに答弁することが困難であると認められる場合。
- (4) 答弁により、この組合又は第三者の権利を侵害することとなる場合。
- (5) 総代が実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合。
- (6) その他正当な理由がある場合。

4 理事または監事は、議長の許可を受けて職員等の補助者に説明させることができる。

(発言制限違反に対する処置)

第11条 総代の発言が前条の規定に違反すると認められたとき、または以下の各号に該当すると認められたときは、議長は必要な注意を与え、またはその発言を中止させることができる。

- (1) 発言が重複するとき
- (2) 他人を侮辱するなど総代会の品位を汚すとき
- (3) その他議事を妨害しまたは議場を混乱させるとき

(退場命令)

第12条 議長は、次の者に対して、会場からの退去を命じることができる。

- (1) 総代またはその代理人として出席した者で

あって、その資格を有しないことが判明した者

(2) 前条に定める議長の注意または発言中止命令が再三行われたにもかかわらず、これに従わない者

(3) 審議に支障を生ずる恐れのある物の持込み、示威行動その他不穏当な言動により総代会の審議を妨害し、再三にわたる議長の注意、制止にも従わない者

(議事運営に関する動議)

第13条 総代は、議事運営に関する動議を提出することができる。

2 議長は、前項の規定に基づき総代から動議が提出された場合であっても、議事運営上適切でないと認められるときは、自らの判断によりこれを却下することができる。ただし、議長不信任の動議についてはこの限りでない。

3 議事運営に関する動議を採決する場合には、書面による議決権を加えないものとする。

(修正動議)

第14条 総代が、付議された議案を修正する動議(以下、修正動議という。)を提出する場合には、50名の総代の賛同を要する。

2 前項の要件を満たす修正動議の提出があった場合には、議長はその動議について審議に付さなければならない。

3 修正動議を採決する場合には、書面による議決権のうち、原案に対して賛成のものは修正動議に対して反対とみなし、原案に対して反対のものは棄権とみなす。

(緊急動議)

第15条 総代は、定款第56条に基づき、定款の定める総代会の議決事項以外の事項であって、軽微かつ緊急を要するものについて、動議を提出することができる。

2 前項に定める動議(以下、緊急動議という。)を提出するには、50名の総代の賛同を要する。

3 緊急動議を採決する場合には、書面または代理人による議決権を加えないものとする。

定款
総代会 運営規約
総代選挙 規約
役員選任 規約
役員規約
監事監査 規則
公認会計士 監査規約
情報公開に 関する規約
個人情報 保護規約
所在不明 組合員の規約
法人・団体 加入の規約
出資金規程

(休憩)

第16条 議事の進行上必要と認めるときは、議長は休憩を宣言することができる。

(審議の打ち切り)

第17条 議長は、質問または意見を述べようとする総代がある場合でも、議題について質疑および討論がつくされたと認められるときは、審議を打ち切り採決することができる。

2 付議された議案につき、質疑または討論が続出して容易に終結しないときは、総代は、審議を打ち切り直ちに採決に付すべき旨の動議を提出することができる。

(採決の方法・手続)

第18条 議長は、採決にあたって議場の閉鎖を宣告し、総代会の成立の状況を確認するものとする。

2 採決は、挙手、起立、投票のいずれかの方法によるものとし、そのつど議長がこれを定める。

3 議案の採決は各議案ごとに行わなければならない。ただし、一括して審議した議案について、一括して採決することを妨げない。

4 採決は、修正動議、原案の順に、かつ、修正動議が複数ある場合にはその趣旨が最も原案と異なるものから順に行うものとする。

5 棄権票は出席総代の議決権数に算入する。表示された議決権行使の意思内容が不明である場合も同様とする。

(採択結果の宣言)

第19条 議長は、採決の結果を宣言しなければならない。この場合、議長はその議題の議決に必要な賛成数を充足していること、または充足していないことを宣言する。

(一事不再議)

第20条 既に否決され、または撤回された議案および動議は、特段の状況の変化がない限り、同一の総代会において再び提出することができない。

(特別委員会)

第21条 総代会で特に必要と認めるときは、特別委員会を設けて議案その他の事項を付託し、協議させることができる。

2 特別委員会の委員はそのつど総代会で選任し、委員長を互選する。

3 特別委員会は、議長の求めに応じて、付託された事項に関する協議の経過および結果を総代会に報告しなければならない。

(閉会宣言)

第22条 議長は、議事日程において予定した議案のすべての審議を終了したとき、または第23条に基づく打ち切り、延期もしくは続行の決議があったときは、直ちに閉会を宣言しなければならない。

(総代会の打ち切り、延期および続行)

第23条 総代会は、総代会の議決により打ち切り、延期し、または続行することができる。

(途中退席)

第24条 出席した総代が総代会の閉会前に退席する場合には、議長への届け出を要する。

2 前項に基づき退席する総代が書面議決書を提出した場合は、第2条第3項の規定にかかわらず、これを有効と取り扱う。

(傍聴)

第25条 組合員は、議長の許可を得て総代会を傍聴することができる。

2 前項の規定に基づいて総代会を傍聴する組合員は、議事運営に支障を生じない範囲で、議長の許可を得て発言することができる。

(実施細則)

第26条 法令、定款およびこの規約以外の事項で必要な事項は、そのつど理事会で定める。

(改廃)

第27条 この規約の改廃は総代会の議決を要する。

附則

1. 1993年3月21日からの施行の総代会運営規約及び1999年6月8日からの施行の総代会運営規約は廃棄する。

2. この規約は、2001年3月19日より施行する。

3. この規約は、2008年6月6日より施行する。

4. この規約は、2019年6月12日より施行する。

総代会における動議の取り扱い細則

定款

総代会
運営規約

総代選挙
規約

役員選任
規約

役員規約

監事監査
規則

公認会計士
監査規約

情報公開に
関する規約

個人情報
保護規約

所在不明
組合員の規約

法人・団体
加入の規約

出資金規程

1. 目的

この細則は、総代会運営規約第13条、第14条、第15条により、動議の考え方及びその取り扱いについて定め、総代会の運営を担う議長、議事運営委員及び総代の共通の認識とし、総代会の円滑な進行を目的とする。

2. 定義

動議とは「会議体において、その構成員から発議される事項」をいう。よって動議を提出できるのは総代会に出席している総代またはその代理人に限る。なお、動議は次の3つに分類する。

(1) 議事運営上の動議

議事日程変更、休憩、審議打ち切り、議長不信任など、議事運営に関する動議。

(2) 修正動議

議案の一部を修正することを求める動議。事前に通知した総代会の議題に付随するものであり、修正を加える内容は議題から予見しうる範囲に限る。

なお、修正動議は以下の3つに区分する。

- ① 議案の一部変更を求める動議
- ② 議案に一部追加を求める動議
- ③ 議案の一部削除を求める動議

(3) 緊急動議

総代会議題以外で、総代（代理人は不可）が議題の追加を求める動議。ただし、軽微かつ緊急を要するものに限る。

3. 受付、取扱い

1) 提出された動議の取り扱い

動議の発議は自署で市町村名と氏名を記入の上、動議の種類、動議の内容と理由を明確にした文書とする。なお、総代会の円滑な運営を考慮して、以下の場合は動議を却下する。

- ① 指定された受付時間を守らず提出された場合
- ② 開会宣言後まもないのに休憩を求めたり、特段の理由がないのに議長の交代を求めるなど、客観的状況から合理的理由がないことが明白な場合
- ③ 一度否決された動議と同様の内容の提案をするなど、一事不再議の原則に違反する場合
- ④ 動議を濫発して総代会の正常な進行を著しく阻害し、あるいは他の多数の総代の権利行使を阻害するなど権利の濫用の場合
- ⑤ 動議が法、定款の定め違反し、あるいは公序良俗に違反する場合

2) 各動議の受付、取り扱い

(1) 議事運営上の動議

- ① この動議の受付は、総代会の開会宣言後、審議打ち切りまでとする。
- ② 議長不信任以外の動議は、議長の議事整理権に属する事項であり、議場に諮ることは差し支えないが、基本的に採用、却下は議長の裁量とする。

(2) 修正動議

- ①この動議の受付は、総代会当日に議事運営委員会が指定した時間までとする。なお、動議の締切は審議打ち切り予定時間の1時間前を目安とする。
- ②議案を修正する動議であり、修正箇所、修正内容及び理由が不明確な場合は動議として取り扱わない。なお、修正を加える内容は議題から予見しうる範囲のものに限り、原案の性質を全く変更しうるものや原案に直接反対するものは修正動議の範囲外とする。
- ③議案の一部変更を求める場合は、変更する箇所及び変更内容とその理由が不明確な場合はこれを受け付けない。
- ④議案の一部追加または削除を求める場合は、その該当箇所及びその内容と理由が不明確な場合はこれを受け付けない。
- ⑤議案の一部変更及び追加、削除のいずれの場合も、関連して該当箇所以外に原案の変更が生じる場合は、できる限りその項目が記載された文書を必要とする。
- ⑥この動議を提出する場合には50名以上の総代及び代理人の賛同を要する。

(3) 緊急動議

- ①この動議の受付は、総代会当日に議事運営委員会が指定した時間までとする。なお、動議の締切は審議打ち切り予定時間の1時間前を目安とする。
- ②定款の定める総代会の議決事項を除く事項で、軽微かつ緊急を要するものに限られ、そのことに該当しない場合は緊急動議として扱わない。
- ③この動議を提出する場合には50名以上の総代の賛同を要する。

4. 採 決

1) 動議として取り上げた場合は、原則として採決に付す。ただし、討議を通じて修正する必要があることが明らかになり、動議提出者の合意のもとに総代会全体の意思として採決に付さないことを確認するなど、合理的かつ妥当な理由がある場合は採決に付さないことができる。

2) 採決の方法

(1) 議事運営上の動議

- ①議長が議場に諮ると判断した場合に行う。ただし、議長不信任の動議は必ず採決を行う。
- ②可決要件は、書面による出席を除く出席総代の過半数とする。
- ③書面による議決権は加えない。

(2) 修正動議

- ①動議を書面で配布し、採決を行うことを原則とする。
- ②同一議題について複数の修正案が提出されたときは、原案に遠いものから採決する。修正案がすべて否決されたときは、原案について採決する。
- ③可決要件は、書面による出席を含む出席総代の過半数とする。
- ④書面による議決権のうち、原案に対して賛成のものは修正動議に対して反対とみなし、原案に対して反対のものは棄権とみなす。
- ⑤修正動議が可決された場合は、修正が加えられた議案全体について採決する。ただし、この場合は書面による議決権のうち、原案に対して賛成されたものは修正動議に対して反対とみなし、原案に対して反対されたものは棄権とみなす。
- ⑥修正動議を含んだ原案が否決された場合は、修正動議、原案とも否決とする。

(3) 緊急動議

- ①動議を書面で配布し、採決を行うことを原則とする。

- ②可決要件は、書面または代理人を除く出席総代の過半数とする。ただし、その出席総代数が、総代定数の過半数に達していないときは採決することができない。
- ③書面または代理人による議決権は加えない。

附則

- (1) この細則の改廃は、制定改廃起案責任者を理事長と定め、理事会において決定する。
- (2) この細則は、2003年 3月18日から実施する。
- (3) この細則は、2008年 8月 5日から実施する。
- (4) この細則は、2008年11月 4日から実施する。
- (5) この細則は、2009年 8月 4日から実施する。

定款
運営規約 総代会
規約 総代選挙
規約 役員選任
役員規約
規則 監事監査
監査規約 公認会計士
情報公開に 関する規約
個人情報 保護規約
所在不明 組合員の規約
法人・団体 加入の規約
出資金規程

総代会における議長についての細則

1. 目的

この細則は、総代会運営規約第4条、第6条により、総代会の議事運営の責任者である議長の役割及び選任方法などについて定め、総代会の議長、議事運営委員及び総代の共通の認識としていくことを目的とする。

2. 議長の任務及び権限と責任

- 1) 議長は、法令・定款・総代会運営規約などに準拠し、予め通知された議案に対して意見陳述を処理し、会議の目的である総代会の意思を決定（議案採決）し、決められた時間内に総代会を終了することが基本任務となる。
- 2) 議長は、総代会の秩序を維持し議事を整理する権限を有する。ただし、決議方法が法令に違反し、または、著しく不公正なものとなった場合は議決取消事由となり得るため、その権限の濫用とならないよう努める。
 - ①議長は、総代会の休憩、議事の審議の順序、審議打ち切り、審議続行など、議事の進行を決定できる。ただし、議長不信任の動議及び総代会の打ち切り、延期、続行については総代会の議決事項であり、議長の議事整理の範囲外とする。
 - ②議長の許可なく議場内での発言はできない。
 - ③議長は、重複または不規則発言、長時間発言及び議案の審議に関係のない発言を制止できる。
 - ④議長は、総代または代理人として出席したものであってその資格を有しないもの、再三にわたる注意、制止に従わない者に対して、会場からの退去を命じることができる。
- 3) 議長は、議長団として連帯責任を負う。従って、議長の判断が個々に異なる場合は、議長団の合意のもとにすすめる。なお、法的解釈など、疑義を生じさせないため、必要に応じて議事運営委員会に見解を求める。

3. 議長の議決権

議長は可否同数のとき以外は総代会の議決権を有しない。

4. 議長の選任

- 1) 総代会運営規約第4条により、すべての議事に先立って、出席した総代（代理人は不可）の中から議長を選任する。
- 2) 総代会議長の役割の重要性と責任の重さに鑑み、理事会で推薦し事前の総代会運営会議に参加している議長候補の選任を議場に諮る。なお、会場立候補がある場合は、理事会推薦の候補と会場立候補のそれぞれ候補者の信任を議場に諮り、議長を選任する。

5. 議長を補佐する議事運営委員会

- 1) 議事運営委員会は円滑な総代会の議事進行をはかるため、議事の運営に係る事項につき協議提案を行い、議長を補佐する。

附則

- (1) この細則の改廃は、制定改廃起案責任者を理事長と定め、理事会において決定する。
- (2) この細則は、2003年3月18日から実施する。
- (3) この細則は、2008年8月 5日から実施する。
- (4) この細則は、2020年5月28日から実施する。

定款
総代会 運営規約
総代選挙 規約
役員選任 規約
役員規約
監事監査 規則
公認会計士 監査規約
情報公開に 関する規約
個人情報 保護規約
所在不明 組合員の規約
法人・団体 加入の規約
出資金規程

総代会運営会議設置要領

(目的)

第1条 この要領は、「総代会における議長についての細則」に記載されている総代会運営会議についての設置及び運営に関して定めるものとする。

(構成)

第2条 総代会運営会議の構成員は次の者とする。

- 2 総代会議長候補者及び議事運営委員候補者とする。
- 3 事務局は、機関運営担当部局とする。

(任務)

第3条 この会議は以下の事項について確認および検討・協議等を行なう。

- (1) 総代会における議長及び議長を補佐する議事運営委員会の役割の確認
- (2) 総代会における動議の取り扱い細則に基づく対応の確認
- (3) 総代会当日の議事進行計画の検討・協議
- (4) 総代会当日の発言のテーマの検討・協議
- (5) その他総代会の議事進行に関わる事項の検討・協議

(設置期間)

第4条 総代会運営会議の設置は、各候補者の理事会承認日から総代会終了日までとする。

- 2 会議の開催は事務局が招集する。

(疑義事項)

第5条 この要領に関する疑義は、理事長が決定する。

(改廃)

第6条 この要領の改廃は、制定改廃起案責任者を機関運営管掌部局責任者と定め、常勤理事会の議決により行う。

附則

(施行期日)

第7条 この要領は、2017年4月17日から施行する。

議事運営委員会の運営に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、「総代会運営規約」第6条議事運営委員会に基づく本委員会の運営に関して定めるものとする。

(任務)

第2条 この委員会は、総代会当日以下の議事運営に係る事項について協議を行う。

(2) 総代会における動議の取り扱い細則に基づく対応に関する事項

(3) 総代会における議長についての細則に基づく対応に関する事項

- ・議事進行計画の修正に関する事項
- ・発言予定者の変更と確認に関する事項
- ・その他議事運営に関わる事項

(開催)

第3条 この委員会の開催は、議長と議事運営委員会委員長の判断により必要に応じて開催する。

(設置期間)

第4条 議事運営委員会の設置は、総代会で承認を受けてから解任されるまでとする。

総代会終了後、議事運営に関する事項について振り返りを行う。

(疑義事項)

第5条 この要領に関する疑義は、理事長が決定する。

(改廃)

第6条 この要領の改廃は、制定改廃起案責任者を機関運営管掌部局責任者と定め、常勤理事会の議決により行う。

附則

(施行期日)

第7条 この要領は、2019年11月27日から施行する。

定款

総代会
運営規約

総代選挙
規約

役員選任
規約

役員規約

監事監査
規則

公認会計士
監査規約

情報公開に
関する規約

個人情報
保護規約

所在不明
組合員の規約

法人・団体
加入の規約

出資金規程

資格審査委員会の運営に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、「総代会運営規約」第7条資格審査委員会に基づく本委員会の運営に関して定めるものとする。

(任務)

第2条 この委員会は、総代会当日以下の事項について審査、協議を行う。

2. 総代会運営規約第2条の出席者の資格に関する審査及び結果報告
 - ・ 総代受付結果の点検と資格審査の状況確認
 - ・ 書面議決書開封作業の監視及び集計作業の監視
 - ・ 資格審査の結果報告
3. 書面議決書開封作業及び集計作業は別途作業実施マニュアルに定める。

(開催)

第3条 この委員会の開催は、資格審査委員長の招集により開催する。

(設置期間)

第4条 資格審査委員会の設置は、総代会で承認を受けてから解任されるまでとする。
総代会終了後、資格審査に関する事項について振り返りを行う。

(議事録)

第5条 資格審査委員会は、その議事の経過と要領を議事録として簡潔にまとめる。

(疑義事項)

第6条 この要領に関する疑義は、理事長が決定する。

(改廃)

第7条 この要領の改廃は、制定改廃起案責任者を機関運営管掌部局責任者と定め、常勤理事会の議決により行う。

附則

(施行期日)

第8条 この要領は、2019年11月27日から施行する
2020年 4月29日改定
2021年 4月28日改定

総代選挙規約

(総則)

第1条 定款第45条および第46条に規定する総代の選挙については、定款の定めによるほか、この規約の定めるところによる。

(総代選挙管理委員)

第2条 理事長は、総代の選挙の実施にあたり、理事会の同意を得て総代選挙管理委員(以下「委員」という)7名を指名する。

(総代選挙管理委員会)

第3条 委員は選挙管理委員会(以下「委員会」という)を組織する。

(委員長)

第4条 委員会は、委員の互選により選挙管理委員長(以下「委員長」という)を選出する。

(選挙の公示)

第5条 委員長は、総代の選挙の実施、及び候補者の募集期間を公示しなければならない。

2 委員長は、立候補締切の20日前までに、総代の選挙区および選挙区ごとの総代の数を公示しなければならない。

3 委員長は、投票日の5日前までに、投票の日時、場所、方法ならびに立候補者の氏名を公示しなければならない。

(総代の選挙区および定数)

第6条 総代の選挙区および各選挙区から選挙される総代の数は理事会で定める。但し、総代の総数が総定数の範囲におさまるものとする。

(選挙権、被選挙権)

第7条 当該選挙区の組合員は、だれでも総代の選挙権および被選挙権を有する。但し、第2条の規定による選挙管理委員、および理事ならびに監事は、総代になることはできない。

2 総代が理事および監事に就任したときは総代を辞任しなければならない。

3 総代候補者を推薦する場合は、本人の承諾を得なければならない。

(立候補の手続き)

第8条 総代に立候補しようとする組合員は、所定の立候補用紙に必要な事項を記載して、委員会に届け出なければならない。

(選挙運動)

第9条 選挙運動は、委員会があらかじめ定めた指示に従って行うことを要する。

2 選挙運動を行うにあたり、前項による委員会の指示との関係について疑義があるときは、委員会の裁定に従わなければならない。

3 第1項の指示又は前項の裁定に著しく違反して選挙運動を行い、そのことにより当選したと認められる候補者については、委員会の決定により当選を取り消すものとする。

(選挙方法)

第10条 選挙は、選挙区ごとに、選挙区の候補者について行い、候補者が定員を越えた場合は投票による。

2 投票は一人一票、無記名連記制とする。

3 投票は、組合員みずからこれを行わなければならない。

(当選)

第11条 当選者の決定は有効投票の順による。但し、立候補者が各選挙区ごとに定められた総代の数と同一、またはこれに満たない場合は無投票当選とする。

(当選者の通知および公示)

第12条 当選者が決定したときは、委員会は当選者に当選の旨を通知し、かつ、当選者の氏名を公示しなければならない。

(就任)

第13条 当選者は、前条による公示の翌日をもつ

定款

運営規約
総代会

規約
総代選挙

規約
役員選任

役員規約

規則
監事監査

監査規約
公認会計士

情報公開に
関する規約

個人情報
保護規約

所在不明
組合員の規約

法人・団体
加入の規約

出資金規程

て総代に就任するものとする。但し、前条による公示の一週間後までに、当選者が書面をもって就任の辞退を理事長に届け出た場合はこの限りでない。

(書類の保存)

第14条 委員長は、選挙に関する一切の事項を記載した選挙録を作成し、これに記名押印して理事長に提出する。

2 理事長は、投票用紙とともに前項の選挙録を保存しなければならない。なお、保存の期間は一カ年とする。

(実施細則)

第15条 定款およびこの規約に定めのない選挙に関する細則は、委員会において別に定める。

2 定められた細則は、理事会の承認を必要とする。

(補充選挙)

第16条 年度途中において、新たにグループのできた選挙区、または著しく組合員が増加した選挙区および欠員が生じたときは、総定数に満つる範囲において、補充選挙を行うことができる。

(その他)

第17条 理事会は委員が必要と認めた総代選挙に関する諸事項の実行に協力しなければならない。

(規約の変更)

第18条 この規約の変更は、総代会の議決を必要とする。

附則

- ・1976年4月1日施行の総代選挙規約及び1993年3月21日施行の総代会選挙規約は廃棄する。
- ・この規約は、2001年3月19日から施行する。
- ・この規約は、2008年6月6日から施行する。
- ・この規約は、2009年6月10日から施行する。

役員選任規約

(総則)

第1条 定款第19条および第20条に規定する役員の選任は、定款の定めによるほか、この規約の定めるところによる。

(選任区分及び選任地域)

第2条 役員選任に当っては、以下の選任区を設けて行う。

- (1) 全体区
 - (2) 地域区
- 2 全体区は、生協運営全体の観点から常勤理事、有識理事、全域組合員理事及び監事の候補者を選定する。
 - 3 地域区は、別表に定める地区ごとに組合員理事の候補者を選定する。
 - 4 第1項第2号の地域区の候補者は、当該地区に所属する組合員とする。

(定数)

第3条 役員の選任区ごとの定数、全体区における常勤理事、有識理事、全域組合員理事及び監事の定数配分、並びに地域区における各地区の定数は、定款第18条の定める範囲内において、生協の事業及び組織の状況並びに各地区の組合員数及び組合員組織の状況を考慮して理事会で定める。

(候補者になることができない者)

第4条 生協法の規定により役員となることができない者のほか、以下の者は不適格者として役員の候補者になることができない。

- (1) 未成年者
- (2) 破産手続開始の決定を受け、復権していない者
- (3) 組合員で役員候補者になる場合、地域区の申し出の公示のあった日の前月末に組合員でなかった者

(全体区の役員候補者の推薦)

第5条 全体区の役員候補者を推薦する機関として、全体区役員推薦委員会をおく。

- 2 全体区役員推薦委員会は、各地区推薦委員会の組合員委員8名以内と、理事若干名で構成し、理事会において承認する。全体区役員推薦委員会は、委員長を互選する。
- 3 理事長は、前項の委員会を設置したときは、その内容を直近の総代が出席する会議に報告しなければならない。
- 4 理事会、監事会の要請により承諾した候補者について、理事会、監事会はその理由を全体区役員推薦委員会に説明しなければならない。
- 5 全体区役員推薦委員会は、委員の3分の2以上の多数により、第3条に基づき理事会が定めた定数において、推薦すべき候補者を決定する。
- 6 全体区役員推薦委員会は、前項の決定をするときは、決定に係る候補者からあらかじめ承諾を得るよう努めるものとする。
- 7 全体区役員推薦委員長は、第5項の規定により推薦すべき候補者を決定したときは、その内容を理事長に報告するものとする。
- 8 理事長は、監事候補者につき前項の報告を受けたときは、すみやかにその内容を特定監事に通知しなければならない。
- 9 特定監事は、前項の通知を受けたときは監事会を招集し、第5項により全体区役員推薦委員会が推薦を決定した監事候補者の選任を総代会に付議することに関し、協議に付さなければならない。
- 10 特定監事は、監事の過半数により前項の同意の可否を決したときは、その結果を理事長に通知するものとする。この場合において、同意が得られなかったときは、監事の協議により監事の候補者を選定し、理事長と協議するものとする。

(地域区理事候補者の推薦)

第6条 地域区理事候補者を推薦する機関として、別表で定める地区ごとに地域区役員推薦委員会をおく。

定款
運営規約 総代会
規約 総代選挙
規約 役員選任
役員規約
規則 監事監査
監査規約 公認会計士
関係する規約 情報公開に
保護規約 個人情報
組合員の規約 所在不明
加入の規約 法人・団体
出資金規程

- 2 地域区役員推薦委員会は、地域区ごとに当該地区の総代5名以内と理事若干名で構成し、理事会において承認する。地域区役員推薦委員会は、委員長を互選する。
- 3 理事長は、前項の委員会を設置したときは、その内容を直近の総代が出席する会議に報告しなければならない。
- 4 理事長は、地域区理事候補者の推薦に先立ち、次の事項を公示し、地域区役員推薦委員会の推薦を受けることを希望する組合員からの申出を求めるものとする。
 - (1) 役員選任を行う総代会の日時及び場所
 - (2) 第3条に基づき理事会が決定した地区別の理事定数
 - (3) 申出の受付方法及び申出の期限
- 5 地域区役員推薦委員会は、理事会の要請により承諾した組合員及び、第4項の規定により申し出た組合員の中から、委員の3分の2以上の多数により、第3条に基づき理事会が定めた定数において、推薦すべき候補者を決定する。
- 6 地域区役員推薦委員会は、前項の決定をするときは、決定に係る候補者からあらかじめ承諾を得よう努めるものとする。
- 7 地域区役員推薦委員長は、前項の規定により推薦すべき候補者を決定したときは、その内容を理事長に報告するものとする。

(役員選任議案の決定)

- 第7条 理事長は、前二条の規定による全体区役員推薦委員会及び地域区役員推薦委員会の報告並びに第5条第10項による監事との協議を行ったときはその結果に基づいて、総代会に提出する役員選任議案を作成し、理事会に付議しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、監事の過半数の同意を得た監事の選任議案を総代会に提出することを監事が請求したときは、理事長は、その議案を理事会に付議しなければならない。
 - 3 理事会は、前項の規定により提案された役員選任議案について、法令並びに定款及び規約に違反する場合を除き、総代会に提案することを決定しなければならない。
 - 4 理事会は、役員就任について各候補者の承

諾を事前に得るものとする。

(役員選任議案の通知)

第8条 理事会は、法令の定めに従い、総代会の招集通知とあわせて役員選任議案を議案書に掲載して総代に送付しなければならない。

(役員選任議案の説明及び採決)

第9条 理事は、総代会において役員選任議案の内容を説明しなければならない。

- 2 総代会における役員選任議案の採決は、候補者全員を一括して行うものとする。

(役員就任)

第10条 選任議案が総代会で議決されたときは、直ちに選任された各役員に対してその旨の通知をしなければならない。

- 2 前項の通知を発した日から1週間以内に就任を辞退する旨の届出がないときは、役員に就任したものとみなす。

(役員補充)

第11条 役員の一部が欠けた場合において、補充の選任を行うときは前各条の規定を準用する。

(細目)

第12条 本規約に定める他、役員選任の実施の細目は理事会において別に定める。

(改廃)

第13条 この規約の改廃は総代会の議決による。

附則

1. この規約は2014年6月12日から施行する。
2. この規約は2020年6月10日から施行する。

【別表】地域区

地域区	地域区の市町
西地区	大津市、高島市
南地区	草津市、栗東市、守山市、野洲市
東地区	甲賀市、湖南市、近江八幡市、東近江市、蒲生郡
北地区	彦根市、米原市、長浜市、愛知郡、犬上郡

[役員選任規約に基づく] 役員推薦委員会設置規程

(設置の目的)

- 第1条 役員選任規約第5条及び第6条に基づき、役員として適格な候補者を、また専門性や経験を持つ候補者を理事会に推薦するために、全体区及び地域区の別表に定める地区毎に役員推薦委員会（以下「推薦委員会」という）を設置する。
- 2 地域区組合員理事の推薦機関は地域区役員推薦委員会（以下「地域区推薦委員会」という）とする。
- 3 常勤理事、有識理事、全域組合員理事及び監事の推薦機関は全体区役員推薦委員会（以下「全体区推薦委員会」という）とする。

(委員の選出および構成)

- 第2条 役員推薦委員の選出は、理事長が役員選任規約第6条第4項に定める公示を行う日までに理事会において委嘱する。
- 2 地域区推薦委員会は、地区内の総代5名以内、理事若干名で構成する。
- 3 全体区推薦委員会は、各地域区推薦委員会の委員長、副委員長の8名と、理事若干名で構成する。

(委員の任期)

- 第3条 委員の任期は、委嘱された日から総代の任期の終了する日までとする。

(委員会の任務)

- 第4条 推薦委員会は、組織・事業の継続性、発展性、安定性に配慮をして、役員に適格な候補者を理事会に推薦するものとする。
- 2 全体区推薦委員会は、役員推薦に先立ち、役員推薦の判断基準となる「役員推薦の考え方（基準）」を策定する。

(推薦人数及び推薦方法)

- 第5条 推薦人数は、定款第18条並びに役員選任規約第3条に基づき、予め理事会が定めた全体区及び地域区の別表に定める地区毎の定数内とする。

- 2 推薦は、別に定める役員推薦の考え方（基準）をもとに審議し、委員の3分の2以上の多数により決定する。
- 3 推薦委員が推薦要請者となる場合は自身の推薦に関する議決に参加できない。

(委員長・副委員長)

- 第6条 推薦委員会は、委員長、副委員長を互選するものとする。
- 2 委員長は、会議を招集し、主宰するものとする。
- 3 副委員長は、委員長を補佐するほか、委員長に事故あるときはその職務を代行する。
- 4 地域区推薦委員会の委員長、副委員長は全体区推薦委員会の委員を兼任するものとする。

(事務局)

- 第7条 委員長は、事務手続き等を円滑にすすめるために、事務局を設置することが出来る。

(守秘義務)

- 第8条 委員は、推薦委員会で知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(改廃)

- 第9条 この規程の改廃は、制定改廃責任者を理事長と定め、常勤理事会の議決を経て理事会で決定する。

(附則)

- 1 2003年4月1日施行の役員選挙規約に基づく役員推薦委員会設置規程は破棄する。
- 2 この規程は、2014年7月1日から施行する。

【別表】 地域区

地域区	地域区の市町
西地区	大津市、高島市
南地区	草津市、栗東市、守山市、野洲市
東地区	甲賀市、湖南市、近江八幡市、東近江市、蒲生郡
北地区	彦根市、犬上郡、愛知郡、長浜市、米原市

定款

運営規約
総代会

規約
総代選挙

規約
役員選任

役員規約

規則
監事監査

監査規約
公認会計士

情報公開に関する規約

個人情報保護規約

所在不明組合員の規約

法人・団体の加入規約

出資金規程

役員規約

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規約は、生活協同組合コープしがの役員(以下役員)が、就任期間中もしくは、退任した場合に適用される事項に関して定めたものである。ここに定める以外の事項は法令、定款に従うものとする。

(役員 の 定義)

第2条 本規約において、役員とは、理事及び監事をいう。

(役員 の 責任 と 義務)

第3条 役員は、法令、定款、及び総代会の決定を遵守し、忠実にその職務を遂行する。また組合の一層の発展に寄与することにより、組合員の負託にこたえるものである。

第2章 選 任

(選任)

第4条 役員 の 選任 は、定款、規約等 の 定め に 従っ て 行 う も の と す る。

(就任承諾書の提出)

第5条 役員 の 就任 を 承諾 し た と き は、速 や か に「役員就任承諾書」を理事長に提出する。

(区分)

第6条 役員 の 就任 後、理事会 に て、常勤 の 理事 を 選任 する。又 監事 会 は、常勤 の 監事 を 選任 する こと が できる。

2 役員 の 職務 上 の 権限、義務 は、別 に 定める 職務 権限 規程 に よる。

(代表理事の選定と、役員 の 職位 及 び 分担)

第7条 理事会 は、定款 に 基づき 代表 理事 を 選定 する。
2 理事 は、定款 に 定める 職位 を 理事会 に て 互選

する。

3 監事 は、監事 監査 規則 に 基づき 監事 会 を 設置 し 特定 監事 を 互選 する。

第3章 報 酬

(報酬)

第8条 役員 の 報酬 は、法令、定款 で 定める 責任 と 義務 を 負い、その 職務 に 応じ て、法令 で 定める 報酬 の 規定 に 則つ た 対価 である。

(決定)

第9条 総代 会 に おい て、役員 報酬 の 附属 明細 書 に、理事 及 び 監事 の 区分別 の 人数 及 び 総額 を 明示 し、年間 総額 を もつ て 承認 を 得、その 配分 に 関し ては、役員 報酬 規程 に 基づき、必要 に 応じ て 役員 報酬 等 検討 委員会 の 審議 を 経 て、理事会 で これ を 決定 する。

(改定)

第10条 理事会 は、役員 報酬 の 改定 に つい て、役員 報酬 等 検討 委員会 に 諮問 する も の と す る。

(報酬の支払)

第11条 役員 の 報酬 の 支払 は、月次 支払 と し、毎月 25日 に 支払 う。

第4章 休職及び退任

(休職)

第12条 役員 が、業務 外 の 傷病 に より、長期間 に わたつ て 勤務 が 出来 ない 場合 に は、役員 の 任期 に かかわら ず、その 理由 と 期間 を 明確 に し た 休職 願い を 理事長 に 提出 し、理事長 は、理事会 へ 報告 し なければ なら ない。

2 休職 期間 中 の 報酬 は、前項 の 事由 を 理事会 に おい て 検討 を 行い、決定 する。

3 休職 期間 経過後 も 業務 に 復す る 意志 ・ 体力 等 その 条件 の 満た さ ない 役員 に 対し ては、理事会 が 辞任 また は 解任 勧告 を 行 う も の と す る。

(退任)

第13条 役員の退任は、任期満了、辞任、死亡、解任、資格喪失による。

(辞任)

第14条 役員の辞任は、辞任理由のいかんにかかわらずその自由を妨げないが、理事長に届けるものとし、理事長は、理事会の決定を受けるものとする。

2 役員を辞任する場合は、その責任に係る業務について責任を有するものである。

(解任)

第15条 役員の解任は、総代会の決定による。

(変更)

第16条 第6条の1項は、理事会及び監事会で決定する。

第5章 出張旅費及びその他

(旅費)

第17条 役員の旅費は、役員旅費規程による。

(災害補償)

第18条 役員が業務上負傷または罹病した場合は、職員の災害補償を参考にして補償を行うものとする。

(慶弔)

第19条 役員の慶弔に関しては、職員の慶弔を参考にして行うものとする。

第6章 付 則

(改廃)

第20条 この規約の改廃は、総代会で行うものとする。

(実施)

第21条 この規約は、1997年7月 4日から施行する。
2 この規約は、2001年6月12日から施行する。
3 この規約は、2004年6月10日から施行する。
4 この規約は、2012年6月 8日から施行する。
5 この規約は、2013年6月 7日から施行する。
6 この規約は、2014年6月12日から施行する。

定款
運営規約
総代会規約
総代選挙規約
役員選任規約
役員規約
監事監査規則
公認会計士監査規約
情報公開に関する規約
個人情報保護規約
所在不明組合員の規約
法人・団体加入の規約
出資金規程

監事監査規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本規則は、法令及び定款の規定に基づき、監事の生活協同組合コープしが（以下「組合」という）の監査に関する基本事項を定めるものである。

(監事の責務)

第2条 監事は、組合員の負託を受けた独立の機関として理事の職務の執行を監査することにより、持続的な発展を可能とする組合の健全な運営と社会的信頼に応えるガバナンスを確立する責務を負っている。

(監事の職務)

第3条 前条の責務を果たすため、監事は、理事会その他重要な会議への出席、理事及び職員等から受領した報告内容の検証、組合の業務及び財産の状況に関する調査等を行い、理事又は職員等に対する助言又は勧告等の意見の表明、理事の行為の差止めなど、必要な措置を適時に講じなければならない。

(監事の心構え)

第4条 監事は、独立の立場の保持に努めるとともに、法令及び定款並びに本規則を遵守し、組合及び組合員、その他の利害関係者のために常に公正不偏な態度をもって、その職務を執行しなければならない。

2 監事は、監査を実施するために必要な知識および技術の習得に常に努めなければならない。

3 監事は、適正な監査視点を形成するために、経営全般の見地から経営課題についての認識を深め、経営状況の推移と組合をめぐる環境の変化を把握するよう努めなければならない。

4 監事は、平素より組合及び子会社等の理事若しくは取締役及び職員等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。

5 監事は、職務上知り得た重要な情報を、他の監事と共有するよう努めなければならない。

6 監事は、監査意見を形成するにあたり、よく事実を確かめ、判断の合理的根拠を求め、その適正化に努めなければならない。

7 監事は、その職務の遂行上知り得た情報の秘密保持に十分注意しなければならない。

8 監事は、持続的な発展を可能とする組合の健全な運営と社会的信頼に応えるガバナンスの確立と運用を果たすため、監事監査の環境整備が重要かつ必須であることを、代表理事を含む理事に理解し認識させるよう努めなければならない。

(常勤監事)

第5条 監事の互選をもって常勤監事を定

めることができる。

- 2 常勤監事は、常勤者としての特性を踏まえ、監査の環境の整備及び組合内の情報の収集に積極的に努め、かつ、内部統制システムの構築・運用の状況を日常的に監視し検証する。
- 3 常勤監事は、その職務の遂行上知り得た情報を、他の監事と共有するよう努めなければならない。

(員外監事及び有識監事)

- 第6条 員外監事及び有識監事は、監査体制の独立性及び中立性を一層高めるために選任されていることを自覚し、積極的に監査に必要な情報の入手に心掛けるとともに、他の監事と協力して監査の環境の整備に努めなければならない。
- 2 員外監事及び有識監事は、その独立性、選任された理由等を踏まえ、中立の立場から客観的に監査意見を表明することが特に期待されていることを認識し、代表理事及び理事会に対して忌憚のない質問をし又は意見を述べなければならない。

(組合員監事)

- 第7条 組合員監事は、国民の自発的な生活協同組織である組合の構成員としての立場、また出資者・利用者としての立場から、理事の職務執行を監査する。
- 2 組合員監事は、組合員の声や情報の収集に努め、監事会における他の監事との審議を通じて、公正で適正な監査意見の形成に努めなければならない。

(監事会の設置)

- 第8条 監事は、監査に関する相互の情報

の共有、意見の調整及び必要な事項を審議又は決定するために監事会を置く。ただし、監事会は、各監事の権限の行使を妨げることはできない。

(監査方針及び監査計画等)

- 第9条 監査計画は、内部統制システムの構築・運用の状況にも留意して、重要性、適時性その他必要な要素を考慮して監査方針をたてたうえで、監査対象、監査の方法及び実施時期を適切に選定し、監事会において作成する。この場合、監査上の重要課題については、重点監査項目として設定するものとする。
- 2 監査計画の作成にあたっては、効率的な監査を実施するため、適宜、公認会計士又は監査法人(以下「公認会計士等」という。)及び内部監査部門等との協議又は意見交換を経るものとする。
 - 3 組織的かつ効率的に監査を実施するため、監査業務の分担を定める。
 - 4 監査方針及び監査計画は、代表理事及び理事会に説明するものとする。
 - 5 監査方針及び監査計画は、必要に応じ適宜修正する。

(監事監査の実効性を確保する体制)

- 第10条 監事は、監査の実効性を高め、かつ、監査職務を円滑に執行するための体制の確保に努めなければならない。
- 2 前項の体制を確保するため、監事は、理事又は理事会に対して、監事の職務を補助すべき職員(以下「監事スタッフ」という。)等その他次に掲げる事項に関する必要な協力を要請するものとする。

- ① 監事スタッフに関する事項

- ② 監事スタッフの理事からの独立性に関する事項
- ③ 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
- ④ その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(監事スタッフ)

- 第11条 監事は、組合規模、経営上のリスクその他組合固有の事情を考慮し、監事スタッフの体制について検討しなければならない。
- 2 監事は、監事スタッフの業務執行者からの独立性の確保に努めなければならない。

(監査費用)

- 第12条 監事は、その職務執行のために必要と認める費用について、組合に請求することができる。組合は、その費用が監事の職務執行に必要でないことを証明した場合を除いて、これを拒むことができない。
- 2 監事は、あらかじめ監査費用の予算を計上するとともに、その支出に当たっては、効率性および適正性に留意しなければならない。

第2章 監事会

(監事会の構成)

- 第13条 監事会は、監事全員をもって構成する。

(監事会の職務)

- 第14条 監事会は、次に掲げる職務を行う。ただし、第2号の決定は、各監事の権限の行使を妨げることはできない。
- ① 監査報告の審議
 - ② 監査の方針、業務及び財産の状況の調査の方法その他の監事の職務の執行に関する事項の決定

(議長)

- 第15条 監事会の議長は、監事の中から互選する。
- 2 議長は、第18条第1項に定める職務のほか、監事会の委嘱を受けた職務を遂行する。ただし、各監事の権限の行使を妨げることはできない。

(特定監事)

- 第16条 監事会は、次に掲げる職務を行う監事（以下「特定監事」という。）を互選する。
- ① 各監事が受領すべき決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を理事から受領し、それらを他の監事に対し送付すること
 - ② 公認会計士等から会計監査報告の内容の通知を受け、それを他の監事に対し通知すること
 - ③ 監事の監査報告の内容を特定理事及び公認会計士等に対し通知すること
 - ④ 前各号の日程について合意すること

(開催)

- 第17条 監事会は、定期的を開催する。ただし、必要に応じて随時に開催することができる。

(招集者)

第18条 監事会は、議長が招集し運営する。

- 2 各監事は、議長に対し監事会を招集するよう請求することができる。
- 3 前項の請求にもかかわらず、議長が監事会を招集しない場合は、その請求をした監事は、自らこれを招集し運営することができる。

(招集手続)

第19条 監事会を招集するには、監事会の日の1週間前までに、各監事に対してその通知を発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

- 2 監事会は、監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(監事会の付議事項)

第20条 監事会には、本規則において別に定める事項のほか、次に掲げる事項を付議する。付議された事項に関し、監事会は十分な資料に基づき審議し、又は決定しなければならない。

- ① 各監事の権限の行使に関する事項であって、監事会の審議を要するもの
- ② 監事の過半数の同意によって決定すべき事項
- ③ 監事全員の同意によって決定すべき事項

(監事会における審議事項)

第21条 前条第1号に定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、各監事の権限の行使を妨げることはできない。

- ① 組合員より総代会前に通知された監事に対する質問についての説明、その他総代会における説明に関する事項
- ② 理事会に対する報告及び理事会の招集請求等に関する事項
- ③ 総代会提出の議案及び書類その他のものに関する調査結果に関する事項
- ④ 理事による組合の目的の範囲外の行為その他法令又は定款違反行為に対する差止め請求に関する事項
- ⑤ 監事の選任、解任、辞任及び報酬等に関する総代会での意見陳述に関する事項
- ⑥ 組合と理事(理事であった者を含む)間の訴訟に関する事項
- ⑦ その他監事が組合を代表する訴訟への対応に関する事項

(監事会における決定事項)

第22条 第20条第2号に定める事項は、次に掲げる事項とする。

- ① 第9条に定める監査方針、監査計画及び監査業務の分担(ただし、各監事の権限の行使を妨げることはできない)
- ② 第10条第2項に定める監査の実効性の確保に係る理事又は理事会への協力の要請の内容
- ③ 第12条第2項に定める監査費用の予算
- ④ 総代会に提出する監事選任議案への同意
- ⑤ 監事の選任を総代会の議題とすること又は監事の選任議案の総代会への提出の請求
- ⑥ 監事による総代会の招集に関する事

項の決定

- ⑦ 総代会における公認会計士等の選任、解任又は不再任の同意
- ⑧ 公認会計士等の選任議案の総代会への提出又は公認会計士等の選任、解任若しくは不再任を総代会の議題とすることの請求
- ⑨ 監事全員の同意により公認会計士等を解任したことを総代会に報告する監事の選定
- ⑩ 公認会計士等が欠けた場合において、遅滞なく後任者が選任されないときに行う、一時公認会計士等の職務を行うべき者（「一時公認会計士等」という。以下同じ）の選任
- ⑪ 公認会計士等又は一時公認会計士等の報酬等への同意
- ⑫ 常勤監事の解職
- ⑬ 監査についての規則等の設定、変更又は廃止
- ⑭ 監査に関する基準の設定、変更又は廃止

（監事会における協議事項）

第 23 条 第 20 条第 3 号に定める事項は、次に掲げる事項とする。

- ① 理事の責任の一部免除に関する議案を総代会に提出することに対する同意
- ② 組合員による理事（理事であったものを含む、3 号及び 4 号において同じ）の責任を追及する訴えにおいて、組合が被告理事側に補助参加することに対する同意
- ③ 組合員による理事の責任を追及する訴えにおいて、裁判所から通知された和解内容の承認

- ④ 組合による理事の責任を追及する訴えにおいて、裁判所から通知された和解内容の同意
- ⑤ 監事による公認会計士等の解任
- ⑥ 各監事の報酬等

（監事会に対する報告事項）

第 24 条 監事は、次に掲げる事項を監事会に報告するものとする。ただし監事の全員に対して監事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を監事会に報告することを要しない。

- ① 理事、公認会計士等、内部監査部門等の職員その他の者からの重要な報告
- ② 監事自らの職務の執行の状況

（報告に対する措置）

第 25 条 監事会は、次に掲げる報告を受けた場合には、十分な審議の上、必要に応じ適切な対処方針を定める。

- ① 組合に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した旨の理事からの報告
- ② 理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した旨の公認会計士等からの報告
- ③ あらかじめ理事と協議して定めた事項についての理事又は職員からの報告

（議事録）

第 26 条 監事会は、次に掲げる事項を内容とする議事録を作成し、出席した監事はこれに署名又は記名押印する。

- ① 開催の日時及び場所
- ② 議事の経過の要領及びその結果

- ③ 次に掲げる事項につき監事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
イ 組合に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した旨の理事からの報告
ロ 理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した旨の公認会計士等からの報告
 - ④ 監事会に出席した理事又は公認会計士等の氏名又は名称
 - ⑤ 監事会の議長の氏名
- 2 第24条ただし書きの規定により監事会への報告を要しないものとされた場合には、次の各号に掲げる事項を内容とする議事録を作成する。
- ① 監事会への報告を要しないものとされた事項の内容
 - ② 監事会への報告を要しないものとされた日
 - ③ 議事録の作成に係る職務を行った監事の氏名
- 3 前二項の議事録を10年間主たる事務所に備え置く。

(監事会事務局)

第27条 監事会の招集事務、議事録の作成、その他監事会運営に関する事務は監事スタッフがあたる。

第3章 監査業務

(理事の職務の執行の監査)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査する。

2 前項の職責を果たすため、監事は、次の職務を行う。

① 監事は、理事会決議その他における理事の意思決定の状況及び理事会の監督義務の履行状況を監視し検証する。

② 監事は、理事が内部統制システムを適切に構築・運用しているかを監視し検証する。

③ 監事は、理事が組合の目的外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はするおそれがあると認めるとき、組合に著しい損害又は重大な事故等を招くおそれがある事実を認めるとき、組合の業務に著しく不当な事実を認めるときは、理事に対して助言又は勧告を行うなど、必要な措置を講じる。

④ 監事は、理事から組合に著しい損害が発生するおそれがある旨の報告を受けた場合には、必要な調査を行い、理事に対して助言又は勧告を行うなど、状況に応じ適切な措置を講じる。

3 監事は、前項に定める事項に関し、必要があると認めるときは、理事会の招集又は理事の行為の差止めを求めなければならない。

4 監事は、理事の職務の執行に関して不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があると認めるときは、その事実を監査報告に記載する。その他、組合員に対する説明責任を果たす観点から適切と考えられる事項があれば監査報告に記載する。

(会計監査)

第29条 監事は、決算関係書類及びその附属明細書が組合の財産及び損益の状況を適正に表示しているかどうかについての意見を形成するために、事業年度を通じて、理事の職務の執行を監視し検証するとともに、組合の資産・負債・純資産の状況及び収益・費用の状況について監査する。

- 2 併せて監事は、会計監査の適正性及び信頼性を確保するため、公認会計士等が公正不偏の態度及び独立の立場を保持し、職業的専門家として適切な監査を実施しているかを監視し検証する。

(代表理事との定期的会合)

第30条 監事会は、代表理事と定期的に会合を持ち、組合が対処すべき課題、監事監査の環境整備の状況、監査の重要課題等について意見交換を行い、併せて必要と判断される要請を行うなど、代表理事との相互認識を深めるよう努める。

(監査の手続)

第31条 監事が監査を実施するときは、実施日時、目的、対象を明らかにして代表理事に通知するものとする。ただし、監査の内容により、特に通知する必要を認めない場合はこの限りでない。

- 2 監事は、理事に対して監査のために必要とする諸資料の提出を求めることができる。また、必要に応じて関係者に報告を求めることができる。

(公認会計士等及び内部監査部門等との関係)

第32条 監事は、公認会計士等及び内部監査部門等と緊密な関係を保ち、積極的に情報交換を行い、効率的な監査を実施するよう努めるものとする。

- 2 監事は、公認会計士等及び内部監査部門等の行う監査計画書及び監査報告書の提出を求めることができる。

(子会社等の調査)

第33条 監事は、理事及び職員等から、子会社等の管理の状況について報告又は説明を受け、関係書類を閲覧する。

- 2 監事は、その職務の執行にあたり、子会社等の監査役、内部監査部門等及び公認会計士等と積極的に意思疎通及び情報の交換を図るように努めなければならない。

- 3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、子会社等に対し事業の報告を求め、又はその業務及び財産の状況を調査しなければならない。

(事業連合の調査)

第34条 監事は、理事及び職員等から、事業連合に委託した業務の遂行状況について報告又は説明を受け、関係書類を閲覧する。

- 2 監事は、その職務を行うため必要があるときは、事業連合に対し事業の報告を求め、又はその業務及び財産の状況を調査しなければならない。

(代表理事及び理事会への報告)

第35条 監事は、監査の実施状況とその結果について、定期的に代表理事及び理事会に報告する。

- 2 監事は、その期の重点監査項目に関する

監査及び特別に実施した調査等の経過及び結果を代表理事及び理事会に報告し、必要があると認めるときは、助言又は勧告を行うほか、状況に応じ適切な措置を講じなければならない。

(監査報告の作成・通知)

第36条 監事は、決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を監査して、監査結果を監事会に報告する。

2 監事は、監査結果を監事会に報告するにあたり、理事の法令又は定款違反行為及び後発事象の有無等を確認したうえ、監事会に報告すべき事項があるかを検討する。

3 監事は、監事の報告した監査結果に基づき、監事会において審議のうえ、監査意見の一致が図れた場合は監事連名の監査報告書を作成することができる。一致が図れなかった場合は、各監事において監査報告書を作成する。また、監査報告書には、作成期日を記載し、作成した監事が署名又は記名押印する。

4 特定監事は、決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書に係る監査報告の内容を特定理事及び公認会計士等に通知する。

5 前項において、特定監事は、監査報告の内容を、決算関係書類及び事業報告書の全部を受領した日から4週間を経過した日までに特定理事及び公認会計士等に通知できない場合には、特定理事との間で通知すべき日を伸長する合意をすることができる。

第4章 その他

(本規則の改廃)

第37条 本規則の改廃は、監事の過半数の同意により行い、総代会の承認を得るものとする。

附則

1 本規則は、1993年3月21日から施行し、1972年5月14日施行の監査規定を廃棄する。

2 1996年5月18日から施行する。

3 1998年5月19日から施行する。

4 2001年3月19日から施行する。

5 この改正される規約は、2001年6月12日から施行する。

6 この改正される規約は、2008年6月6日から施行する。

7 この規則は、2014年6月12日に名称変更及び改正し、同日から施行する。

8 この規則は、2023年6月9日より施行する。

公認会計士監査規約

(目的)

第1条 本規約は、生活協同組合コープしが(以下「本組合」という。)の公認会計士又は監査法人(以下「公認会計士等」という。)による監査(以下「公認会計士監査」という。)に関する基本事項を定めるものである。

(公認会計士監査の意義等)

第2条 本組合は、組合員及び社会の信頼の一層の向上に資するため、監事による監査の他、本組合と特別の利害関係のない公認会計士等による監査を受けるものとする。

2 次に掲げる者は、公認会計士監査の監査人となることはできない。

(1) 公認会計士法の規定により、決算関係書類(消費生活協同組合法(以下「生協法」という。)第31条の9第2項に規定する決算関係書類をいう。)について監査をすることができない者

(2) 本組合の子会社等(生協法第53条の2第2項に規定する子会社等をいう。)もしくはその取締役、会計参与、監査役もしくは執行役から、公認会計士もしくは監査法人の業務以外の業務により、継続的な報酬を受けている者又はその配偶者

(3) 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの

(監査の範囲)

第3条 本組合が公認会計士等に委嘱する監査の対象は、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案(以下「決算関係書類」という。)並びにその附属明細書とする。

(選任並びに解任等)

第4条 公認会計士等は、監事の過半数の同意を得て、総代会において選任する。

2 公認会計士等の解任又は不再任は、監事の過半数の同意を得て、総代会の決議をもって行う。

3 監事は理事に対して、公認会計士等の選任議

案の総代会への提出又は公認会計士等の選任、解任若しくは不再任を総代会の議題とすることを請求することができる。

4 本組合は、公認会計士等の選任、解任、不再任又は辞任について、その公認会計士等に対して総代会に出席し意見を述べる機会を与えるものとする。

5 辞任し又は解任された公認会計士等は、辞任又は解任後最初に招集される総代会に出席して、辞任した旨及びその理由又は解任についての意見を述べるすることができる。

6 公認会計士等が任期途中において欠けた場合において、遅滞無く後任者が選任されないときは、監事の過半数の同意により、一時公認会計士等の職務を行うものを選任するものとする。この場合、理事は次に開催される総代会において、第1項に規定する公認会計士等の選任の手続を行わなければならない。

7 監事は、監事全員の同意により、公認会計士等が次のいずれかに該当するときは、その公認会計士等を解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

8 前項の規定により公認会計士等を解任したときは、監事の互選によって定めた監事は、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される総代会に報告するものとする。

(任期及び再任)

第5条 公認会計士等の任期は、就任後1年以内の決算期に係る総代会終了のときまでとする。

2 本組合は、公認会計士等について、就任後の総代会において第4条第2項による決議がされなかったときは、その総代会で再任されたものとみなす。

(公認会計士等の権限)

第6条 本組合は、公認会計士等に次の権限を与えるものとする。

- (1) 公認会計士等は、何時でも、本組合の会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事及び職員に対して会計に関する報告を求めることができる。
- (2) 公認会計士等は、その職務を行うため必要があるときは、本組合の業務及び財産の状況を調査することができる。
- (3) 公認会計士等は、その職務を行うため必要があるときは、子会社等及び事業連合に対して会計に関する報告を求め、又は子会社等及び事業連合の業務及び財産の状況を調査することができる。ただし、子会社等及び事業連合の同意を要する。

(決算関係書類等の提出)

第7条 理事は、決算関係書類及びその附属明細書を、監事に提出する日と同日に公認会計士等に提出しなければならない。

(監事の監査報告の通知)

第8条 特定監事は、公認会計士等の監査報告書を受領してから1週間を経過する日(その日以後で特定理事と特定監事が合意した日があれば当該合意した日)までに、特定理事及び公認会計士等に対し、決算関係書類及びその附属明細書に係る監事の監査報告の内容を通知しなければならない。

(監査報告書の開示)

第9条 理事は、公認会計士等の監査報告書を、監事の監査報告書と共に総代会に開示しなければならない。

(総代会への出席)

第10条 本組合は、公認会計士等が監事と意見を異にするときは、公認会計士等に対して総代会に出席し、意見を述べる機会を与えるものとする。

(監査契約書の特約等)

第11条 本組合は、公認会計士等と監査契約を締結するにあたり、次の事項を特約するものとする。なお、監査契約書に定めのない事項に関しては、別に定める監査契約約款によるものとする。

- (1) 公認会計士等は、毎事業年度の初めに、当該事業年度に係る監査計画概要書を特定理事及び特定監事に提出すべきこと
- (2) 公認会計士等は、決算関係書類等を受領した日から3週間以内に、監査報告書及び監査実施説明書を特定理事及び特定監事に提出すべきこと
- (3) 公認会計士等は、理事の職務執行に関し、不正行為又は法令、定款に違反する重大な事実が判明したときは、監事に報告すべきこと
- (4) 公認会計士等は、監事の求めに応じて公認会計士等の監査に関して報告すべきこと
- (5) 公認会計士等は、総代会において公認会計士等の出席を求める決議があったときは、総代会に出席し意見を述べるべきこと

(公認会計士等の報酬等の決定に関する監事の関与)

第12条 理事は、公認会計士等の報酬等を定める場合には、監事の過半数の同意を得なければならない。第4条第6項に規定する一時公認会計士等の職務を行う者も同様とする。

(本規約の改廃)

第13条 規約の改廃は、監事の過半数の同意を得て理事会が提案し、総代会の議決を得るものとする。

附 則

(実施期日)

第14条 この規約は、1998年5月19日から実施する。

本規約は、2008年6月6日から実施する。

本規約は、2015年6月9日から実施する。

本規約は、2021年6月11日から実施する。

定款
運営規約 総代会
規約 総代選挙
規約 役員選任
役員規約
規則 監事監査
監査規約 公認会計士
情報公開に関する規約
個人情報保護規約
所在不明組合員の規約
法人・団体の加入規約
出資金規程

情報公開に関する規約

はじめに

生活協同組合コープしが（以下コープしがという）が、組合員の利益を保護し、組合員の積極的参加による運営の民主化に努め、地域社会にもひろく開かれた存在として発展するためには、組合員の生協に対する権利行使の前提としての組合員の知る権利が保障され、積極的に情報が公開されなければならない。

一方で、コープしがの社会的責任、経営責任が増大する中で、情報の取り扱いによりこの組合の円滑な運営や事業遂行に支障をきたす事態を回避しなければならない。

この規約は、以上の趣旨に則り、コープしがにおける組合員の知る権利及び情報公開の内容、範囲、手続き、救済機関等について定めるものである。

（情報公開の目的、適用）

第1条 この規約は定款第83条に基づき、組合員の出資者としての財産的権利と利益の保護、利用者・消費者としての利益保護、生協経営に対する組合員の民主的コントロールの一端を担うこととコープしがが社会に開かれた存在として、地域や一般消費者への情報提供の充実に努めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規約において次の用語の意味は、以下のとおりとする。

- (1) 「文書」 職務上作成され、または取得した文書、図面及び写真等、または電磁的もしくは類似の方法により媒体に記録されたもので、理事会が管理しているもの。
- (2) 「公開」 この規約の定めるところにより、情報を広く提供すること。
- (3) 「開示」 この規約の定めるところにより、申請者の求めに応じ文書の閲覧・複写・転記できること。
- (4) 「傍聴」 組合員が、出席対象でない会議をそばで聞くこと。

（情報開示の範囲）

第3条 開示請求の対象となる情報は、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 消費生活協同組合法、定款で開示することが定められた情報が定められた情報
 - ①定款、規約
 - ②総代会議事録
 - ③理事会議事録
 - ④決算関係書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案）及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監査報告を含む）
 - ⑤組合員名簿
 - ⑥役員名簿、総代名簿
 - ⑦会計帳簿 但し、この項目に関しては総組合員の100分の3以上の同意を必要とする。
 - (2) その他法令で開示することが定められた情報
 - (3) 上記以外の情報で、第2条の(1)で定義しかつ第4条第2項に該当しない文書
2. 開示する情報は、申請者の使用目的に照らして合理的な必要性があると認められる範囲のものに限る。

（情報の非開示基準）

第4条 コープしがが前条に定める情報を開示するにあたっては、個人のプライバシーを侵害するなど違法行為があってはならない。また、取引上の信義誠実の原則に反したり、事業の円滑な遂行に支障をきたしたり、あるいは組合員全体の利益を損なうものであってはならない。

2. コープしがは、前項をふまえ、次の情報についての開示は行なわないものとする。
 - (1) 法令により非開示が義務付けられている事項
 - (2) 契約により非開示が義務付けられている事項
 - (3) 犯罪予防のため秘密とすべき情報
 - (4) 個人情報保護に関する規約に基づく非開示情報

- (5) 取引上守秘すべき事項
- (6) 合議による意思形成過程にあり、開示することにより運営等に支障をきたすおそれがある事項
- (7) 係争中の事案に関わることで、開示することにより、コープしがに不利益となるおそれがある事項
- (8) その他に開示することで事業の円滑な遂行に明らかに支障をきたすおそれのある事項、あるいは組合員全体の利益を損なうおそれのある事項

(情報開示申請の手続き)

第5条 文書の開示を請求する組合員またはその家族は、次に挙げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- ①氏名・住所・電話番号
- ②開示を求める情報の内容及び情報の使用目的
- 2 申請は電話等で代行することができる。この際申請書は開示を受ける時に提出することとする。
- 3 申請に対しては、情報の開示の可否を代表理事が決定し、速やかに対応しなければならない。但し第4条第2項及び第7条第2項で定めた事項ならびに情報の使用目的が、本規約の主旨に反すると思われるものについては申請から15日以内に、申請者に非開示の理由を明示して通知しなければならない。
- 4 開示を受けた情報は複写・転記できる。また請求者は閲覧を希望する文書資料について役員・職員に説明を求めることができる。

(傍聴)

第6条 組合員は総代会及び総代会議案を事前審議する総代対象の会議を傍聴することができる。

(利用者の責務)

第7条 情報の開示を受けた者は、得た情報を第5条の申請時の使用目的以外に使用してはならない。

2 開示を受けた情報が、本来の使用目的以外に使用されたと認められる場合は、当該申請者に

対する以降の情報開示を行わないことができる。

(情報開示再申請の手続き)

第8条 第5条第3項に基づき情報の全部又は一部が開示されなかった場合、理事会に対して再申請することができる。

2 理事会は、再申請された情報について、情報開示審査会で審査し決定する。

(1) 審査会の組織及び運営、実施に関し、必要な事項は、別に定めるものとする。

3 理事会は、再申請に対する審査結果をもって、生協の最終決定とし、速やかに当該組合員へ通知する。

4 組合員は、同一の内容の情報について、重ねて再々申請することはできないものとする。

(情報の保存と提供活動の充実)

第9条 理事会は、活動を記録し、文書その他の情報を保存する義務を負う。文書の公開のほか通常の運営に関し、広く組合員が必要とする情報の的確な把握および整理を行い、その情報を組合員が迅速かつ容易に得られるよう、文書の目録、検索システム等を作成し、情報公開の充実に努めなければならない。

2 理事会は、情報の公開と組合員参加を活発にするため、必要に応じて公聴会や組合員討議の場を設けることに努めなければならない。

(規約の改廃)

第10条 この規約の改廃は総代会にて行うものとする。

附則

- 1 1997年7月4日施行の情報公開に関する規約は廃棄する。
- 2 この規約は、2001年6月12日から施行する。
- 3 この規約は、2009年6月10日から改正し、2010年6月1日から施行する。
- 4 この規約は、2012年6月8日に改正し、施行する。
- 5 この規約は、2013年6月7日に改正し、施行する。
- 6 この規約は、2021年6月11日に改正し、施行する。

定款
運営規約 総代会
規約 総代選挙
規約 役員選任
役員規約
規則 監事監査
監査規約 公認会計士
情報公開に関する規約
個人情報保護規約
組合員の規約 所在不明
加入の規約 法人・団体
出資金規程

個人情報保護に関する規約

(総則)

第1条 この規約は、個人情報の適正な取り扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、生活協同組合コープしが（以下、コープしがという）が保有する個人情報の開示及び訂正を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規約で使用する用語の定義は、本条各号に定めるとおりとする。

(1) 個人情報

個人に関する情報であって、特定の個人が識別され又は識別され得るものをいう。

(2) 本人

個人情報から識別され、又は識別され得る当該個人をいう。

(3) 文書

業務上、コープしがの内外に往復する書類若しくは書状、通達、稟議書、諸規定、契約書、議事録、報告書、伝票、帳簿、図表、コンピューターの記憶媒体、フィルム、ビデオテープ又は録音テープその他業務に必要な一切の記録をいう。

(4) 開示

文書を閲覧に供し又は写しを交付することをいう。

(5) 第三者

本人及びその個人情報の管理者とその事務にあたるもの以外のものをいう。

(生協の責務)

第3条 コープしがは、あらゆる事業を通じて、個人情報の保護に努めるとともに、個人情報の保護のために行政の施策に協力するものとする。

(情報の管理)

第4条 コープしがは、コープしがにおいて取得・蓄積された組合員等の個人情報について、不正な方法での取得、改ざん、破壊、紛失、あるいは

目的外の利用、流失等が発生しないよう、個人情報保護に責任を持つ部局を定め厳格に管理する。

(個人情報取り扱いの制限)

第5条 コープしがでは、次に掲げる事項に関する個人情報は取り扱わない。

- (1) 思想、信条及び宗教
- (2) 社会的差別の原因となる社会的身分

(個人情報の保護の対象)

第6条 コープしがでは、次に掲げる事項に関する役職員及び組合員の個人情報を保護の対象とし、別紙で例示する。

- (1) 戸籍的事項
- (2) 経歴
- (3) 心身
- (4) 財産状況
- (5) 上記以外の個人生活
- (6) その他、業務の必要から保有した情報

(個人情報収集の原則)

第7条 コープしが行なう個人情報の収集は、生協の運営に必要な範囲に限定し、且つ適法、公正な手段によらなければならない。

(第三者への個人情報提供の制限)

第8条 コープしがは、以下の場合を除き、当該個人情報を第三者に提供してはならない。

- (1) 生協法、定款に定める開示情報の請求のとき
- (2) 本人の同意に基づき提供するとき
- (3) 法令により、生協が第三者又は行政官庁に対して、当該情報を提供することを義務付けられているとき
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認め提供するとき
- (5) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のため緊急且つやむを得ない必要がある

と認めて提供するとき

- (6) 行政官庁又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、緊急且つやむを得ない必要があると認めて提供するとき
- (7) コープしががその業務を外部に委託しており且つその委託業務遂行のために不可欠なとき
- (8) コープしがが加盟もしくは出資し又は役員を派遣している団体で且つ組合員の利用を主要な目的とする提携事業を行っており且つその事業遂行のために不可欠なとき

(第三者への個人情報提供の手続き)

第9条 前条の情報提供を行う場合には、情報公開に関する規約第5条（文章の公開の方法）の他に以下の手続きを得なければならない。なお、非開示の決定の旨の通知がされ、再申請があった場合は、情報公開に関する規約第8条に基づき情報開示審査会の審査にゆだねる。

- (1) 前条第1号 開示請求時において別途、署名または記名押印の上、使用目的とその内容を記述した申請書の提出を求め、管理を統括する理事の承認を得る。
- (2) 前条第2号 組合員カードや免許証などで、本人確認を行ったあと、本人の了解を得る。
- (3) 前条第3号 管理を統括する理事の承認を得る。
- (4) 前条第4号 管理を統括する理事の承認を得る。
- (5) 前条第5号
 - ① 当該委託業務契約を締結する部局の長が、必要な情報の範囲を特定した一覧表を作成し、管理を統括する理事の承認を得る。
 - ② 当該一覧表を守秘義務の入った業務委託契約書に添付する。
- (6) 前条第6号
 - ① 当該委託業務契約を締結する部局の長が、必要な情報の範囲を特定した一覧表を作成し、管理を統括する理事の承認を得る。
 - ② 当該一覧表を守秘義務の入った業務委託契約書に添付する。

(安全性、正確性等の確保措置)

第10条 個人情報を扱うコープしがの所管部局及び担当者は、コープしがにおいて収集又は蓄積された個人情報が漏洩、毀損及び滅失しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 コープしがは、取り扱い目的に必要な範囲内で、その保有する個人情報を正確、安全かつ最新なものに保つよう努めなければならない。

(廃棄)

第11条 コープしがは、取り扱い目的に関し保存の必要がなくなった個人情報を、安全確実に、かつ、速やかに廃棄しなければならない。

(役職員及び組合員の義務)

第12条 役職員及び組合員は、業務上又は活動上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(自己情報の開示)

第13条 コープしがは、コープしがが管理している個人情報に対して、本人より自己情報の開示請求があった場合には、本人であることを確認の上、それに応ずるものとする。但し、以下の項目のいずれかに該当するときは、当該個人情報の全部又は一部の開示をしないことが出来る。

- (1) 開示の請求の対象となった個人情報に開示の請求をしたもの以外の個人に関する個人情報が含まれる場合であって、請求者に開示することにより、当該個人の正当な利益を侵すことになると認められるとき（例；会合参加名簿）
- (2) 開示の請求の対象となった個人情報が個人の指導、診断、評価、選考等に関する情報であって、請求者に開示することにより、当該指導、診断、評価、選考等に著しい支障が生ずるおそれがあるとき

(自己情報の開示に対する決定等)

第14条 コープしがは、開示の請求があったときは、当該開示の請求があった日から起算して14日以内に、当該開示の請求について開示又は非開示

定款
運営規約 総代会
規約 総代選挙
規約 役員選任
規約 役員規約
規則 監事監査
監査規約 公認会計士
情報公開に関する規約
個人情報保護規約
組合員の規約 所在不明
加入の規約 法人・団体
出資金規程

の決定をし、その旨を請求者に書面で通知しなければならない。なお、対応部局の判断で即答できるものは、その場で回答するものとする。

(自己情報の訂正請求)

第15条 コープしがは、コープしがが保有する個人情報に関する事実について、当該個人情報の本人から訂正の請求があり、本人であることが確認され、当該事実を誤りがあると認めるときは、それに応ずるものとする。

(苦情の申し出)

第16条 コープしがは、当該個人情報の本人から個人情報の取り扱いについて苦情の申し出を受けたときは、遅滞なく、当該申し出に係る個人情報の取り扱いについて必要な調査を行った上で、当該申し出に対する処理を行い、その内容を申し出をした者に書面で通知しなければならない。

(実施細則)

第17条 本規約の実施に向けて必要な規程、細則等は、理事会で別に定めるものとする。

(規約の改廃)

第18条 この規約の改廃は総代会にて行うものとする。

付則

- 1 この規約は、2001年6月12日から施行する。
- 2 この規約は、2005年6月10日から施行する。
- 3 この規約は、2012年6月8日から施行する。
- 4 この規約は、2021年6月11日から施行する。

<別紙>

1. 対象となる個人情報

- (1) 戸籍的事項
氏名、性別、生年月日、本籍、現住所など
- (2) 経歴
学歴、職業、職歴など
- (3) 心身
心身障害、疾病、負傷など
- (4) 財産状況
所得、資産状況など
- (5) 上記以外の個人生活
家庭状況、住居状況、電話番号、メールアドレスなど
- (6) その他、業務の必要から保有した情報
生協利用額、銀行口座など

2. 対象となる個人情報が記載されている文書・名簿等

(1) 組合員に係るもの

組合員台帳、班台帳、組合員加入申込書、共済・保険加入データ、委員会名簿、グループ・サークル名簿、保険・共済の給付申込書、共済給付書類、出資金預り書、組合債台帳、名前入りの組合員の声・アンケート・クレーム書、配送チェック表、生協利用データ、口座登録データ、口座引き落としデータ、総代会委任状

(2) 職員に係るもの

職員リスト、社会保険台帳、共済・保険加入データ、採用試験採点結果、適正検査採点結果、研修レポート、職員履歴書、職員人事評価表、保険・共済の給付申込書、共済給付書類、健康診断結果個人票、労災患者台帳、給与台帳、厚生年金データ、団体生命保険資料、家族手当申請書、役職員扶養家族データ、慶弔金申請書、口座登録データ

所在不明組合員の整理に関する規約

(総則)

第1条 所在不明組合員の整理に関する事項は、生活協同組合コープしが（以下、「コープしが」）の定款に定めるもののほかは、この規約に定めるところによる。

(所在確認)

第2条 コープしがは、毎年1回、一定の時期に全組合員に対して組合員名簿記載の住所に、出資金及び出資金配当金等の通知書類を配布することにより、組合員の所在確認を行う。

(別管理)

第3条 前条の手続きにより、書類を配布することが出来なかった組合員については、所在不明組合員として別管理を行う。

(整理対象組合員)

第4条 前条により別管理となった後、2年間の所在確認が出来なかった組合員は、整理対象組合員とする。

(公示、閲覧)

第5条 整理対象組合員について、事業年度終了前の一定期間、事業年度末に自由脱退を行う旨を公示するとともに、各事業所に整理対象組合員の名簿を備え置いて閲覧できるようにする。

2 前項の手続きにより、本人からの申し出など、所在確認ができた組合員は整理対象組合員から除外する。

(自由脱退処理)

第6条 前条第1項に定める手続きを経て、なお所在確認ができなかった整理対象組合員については、理事会の確認を経て、事業年度の終わりにおいて自由脱退処理を行う。

(総代会への報告)

第7条 毎事業年度の見なし脱退者の状況については、議案書の組合員数及び組合員出資金等の状況に関する報告に掲載し、通常総代会に報告する。整理した組合員の名簿については総代会の会場に据え置き、閲覧できるようにしておく。

(出資金の扱い)

第10条 所在不明による自由脱退処理を行った組合員の出資金は、処理を行った日から2年間は、預かり金として管理し、2年以内に所在を確認出来、引き続き組合員であることを希望する組合員は、ただちに再加入手続きを行う。この場合、脱退処理時点の出資金とする。

2 処理を行った日から2年を経た出資金は、生協法第23条に基づいて雑収入処理する。但し、処理に関してコープしがの責めに帰すべき事由がある場合は、前項に準じた手続きを行う。

(改廃)

第11条 この規約の改廃は総代会において行う。

付則

- ・この規約は、2002年6月11日から実施する。
- ・この規約実施日以前より別管理となっている組合員については、第3条からの適用とする。
- ・この規約は、2009年6月10日から実施する。

定款

運営規約
総代会

規約
総代選挙

規約
役員選任

役員規約

規則
監事監査

監査規約
公認会計士

情報公開に関する規約

個人情報保護規約

所在不明組合員の規約

法人・団体の加入規約

出資金規程

他の法人、団体への加入又は脱退についての 理事会議決の範囲に関する規約

(目 的)

第1条 この規約は、定款第56条第1項第7号及び同条第2項の定めに基づき、組合が第3条各号に掲げる事業を行うため、必要と認める他の法人、団体への加入又は脱退について、総代会の議決を経ることなく理事会の議決をもってできる範囲を定める。

(理事会で議決できる範囲)

第2条 他の法人及び他の団体への加入又は脱退について、理事会で議決できる範囲は、次の各号のいずれも満たす場合とする。

- (1) 他の法人又は団体への出資金若しくは加入金が、500万円以下であるもの。
- (2) 他の法人又は団体への会費が年間100万円以下であるもの。

(総代会への報告)

第3条 前条により議決し、実施した事項については、次の場合を除き、直近の総代会において報告するものとする。脱退したときも同様とする。

- (1) 事業所の開設、改廃等に伴い付随して発生する町内会、商工会等への加入又は脱退の場合
- (2) 会費が年間50万円未満の団体への加入又は脱退の場合

(改 廃)

第4条 この規約の改廃は、総代会の議決による。

(施行期日)

この規約は2010年 6月11日から施行する。

出 資 金 規 程

(総 則)

第1条 出資金の取り扱いに関する事項は、生活協同組合コープしが（以下、当生協という）の定款に定めるもののほかは、この規程の定めるところによります。

(出資金の位置づけ)

第2条 出資金は生協事業の元手となる資金です。
ひとり一人の組合員が同じように少しずつ出資し合うことを基本にします。
2 出資金は、生協事業の基本資金として、定款にもとづく原則運用を行い、年度途中での減資や脱退による出資金の減少をとどめることとします。

(加入時の出資)

第3条 当生協に加入される方は、加入申込書と出資金1口（1,000円）以上を納入します。
2 出資金は、第2条一項に基づき、増資に努めるものとします。
3 出資金5口（5千円）未満で加入された方は、5口（5千円）となるように増資をするものとします。

(増 資)

第4条 当生協の組合員は、以下の手続で増資することができます。
(1) 店舗利用組合員が所定の申込書に現金と組合員証を添えて申し込む方法
(2) 共同購入・個配利用組合員が商品注文書又は所定の申込書で随時申し込む方法
(3) 共同購入・個配利用組合員が毎月定額の積立増資の方法で申し込む方法
2 増資日は、現金の場合には当生協の各事業所で出資金を現金で受け入れた日、引き落としによる場合には引き落とし日となります。
3 みんなでめざす一人当たりの出資金目標を50口（5万円）とし、計画的に増資に取り組むものとします。

4 出資額100万円を超えた場合、増資はできないものとします。

(法定脱退)

第5条 滋賀県外への転居、または滋賀県外に住所のある方が県外の勤務地に移ることにより組合員資格を失う場合や、死亡・除名などにより脱退（法定脱退）される場合には、下記の手続きによって出資金等の払い戻しを行います。
(1) 脱退届に出資証書・組合員証を添え所定の事項を記載して当生協の各事業所に提出します。
(2) 未精算のご利用代金がなければ、届を受け付けた日から2週間から3週間以内に指定の金融機関の口座へ振り込みします。
(3) 未精算のご利用代金がある場合には、そのお支払いを確認した後に振り込みます。
(4) 除名による脱退の場合は、総代会で除名の可決後、2年間は預かり金として管理し、その後、雑収入処理をします。
2 脱退手続において、出資証書がない場合には、本人確認できる書類等（運転免許証、健康保険証など）の提示をしていただく場合があります。

(自由脱退)

第6条 法定脱退以外の理由により脱退（自由脱退）される場合には、下記の手続によります。
(1) 脱退届に出資証書・組合員証を添え所定の事項を記載して、当生協の各事業所に提出します。
(2) 定款どおり、年1回、年度末の90日前の予告により年度の終わりにおいて自由脱退とし、出資金は毎年通常総代会終了後の6月末日に指定の金融機関に振り込みます。ただし、未精算のご利用代金がある場合には、そのお支払いを確認した後に振り込みます。
(3) 2年間以上所在不明の組合員は、年度末にみなし自由脱退処理を行います。その場合は、2年間は預かり金として管理し、所在が確認できれば出資金として復活します。なお、2年経過後は雑収入処理をします。

定款
運営規約 総代会
規約 総代選挙
規約 役員選任
役員規約
規則 監事監査
監査規約 公認会計士
情報公開に関する規約
個人情報保護規約
所在不明の規約 組合員の規約
法人・団体の加入規約
出資金規程

2 脱退手続において、出資証書がない場合には、本人確認できる書類等（運転免許証、健康保険証など）の提示をしていただく場合があります。

(減資)

第7条 減資（出資口数の減額）をされる場合には、下記の手続によります。

- (1) 減資申込書に所定の事項を記載して当生協の各事業所に提出します。
- (2) 定款どおり、年1回、年度末の90日前迄の受付分について、毎年通常総代会終了後の6月末日に指定の金融機関に振り込みます。
- (3) 前号の規定を基本としますが、特別な事情がある場合は申し出をすることができます。

2 減資手続において、出資証書がない場合には、本人確認できる書類等（運転免許証、健康保険証など）の提示をしていただく場合があります。

(出資配当金)

第8条 出資配当金に対する配当率の決定については、当該事業年度終了後の総代会にて行います。

(出資配当金の払い戻し)

第9条 出資配当金計算及び源泉税徴収後の金額を総代会日をもって、出資金への振替を行います。

2 総代会の終了の日から6カ月以内を経過するまでに、出資配当金の払い戻しを請求されたときは、出資配当金を支払います。

(出資金1口未満金額の取り扱い)

第10条 出資配当金の払い戻し及び利用還元金の出資金振り替えのため生じた出資金1口（1,000円）未満の金額は、出資預かり金として管理します。

2 出資預かり金は、出資配当の対象にはならないので、出資1口の金額になるよう端数増資をすすめます。

(氏名または住所の変更)

第11条 氏名または住所を変更したときは、生協所定の届け出用紙を速やかに提出するものとします。

(譲渡等の禁止)

第12条 出資証書及び組合員証を他人に譲渡はできません。

2 組合員本人以外への名義変更はできません。

(組合員への通知)

第13条 出資金現在額や増減資額などを、出資金のお知らせによって知らせます。出資金のお知らせは年1回通常総代会後に行います。

2 出資金の意味合いの理解や増資のお願いの広報を定期的に行います。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、制定改廃責任者を理事長と定め理事会の議決により改廃するものとします。

(付則)

この規程は、2008年3月21日より施行します。